税務関係部課長会議　会議録

１　日　時　平成30年10月４日（木）　午後１時30分から午後２時51分

２　会　場　愛知県自治センター大会議室

３　当番市　知多市

４　出席者　県・・・市町村課　課長補佐（税政G班長）松井明彦
　　市町村課　主任主査（税政G）　福井武志
　　市・・・名古屋市　財政局税務部税制課長　加藤国昭　始め38名
　　市長会事務局・・・次長　足立克彦　始め３名

５　内　容
（司会進行　市長会事務局　財政係長　福井久美子）

① 開　　会　市長会事務局　財政係長　福井久美子

② あいさつ　県市町村課　課長補佐（税政G班長）松井明彦

〇愛知県地方税の滞納整理機構について

平成23年４月に３カ年の期限で設立しましたが、高い徴収率を上げており、参加している各市町村からも「職員資質の向上」にも役立っているとの評価をいただき、昨年度からさらに３カ年の延長により取り組みを行っているところであります。

市民税、県民税の収入未済額の縮減、地域全体として悪質な滞納は許さないという土壌、共通認識作りに取り組んで行きたいと思いますので、引き続きご協力ください。

〇軽自動車税の環境性能割について

平成31年10月、消費税10%のタイミングで、県税の自動車取得税が廃止となり、軽自動車税環境性能割が運用開始になります。県が賦課徴収したものを２カ月後の12月から払い込みする予定です。予算については、自動車取得税の平成29年度決算額を参考に送っていますが、現時点ではこれ以上のものは持っていません。年末・年始に県税務課から情報が届き次第、提供していきます。

また、平成31年度に予算科目として計上の必要があると思います。自治法の施行規則の改正によることとなりますが、この件についても情報提供していきます。

徴収取扱費を市町村から県に振り込んでいただくこととなっていますが、この振り込みは年１回で、初回は平成32年６月下旬ごろに県から市町村に通知を出しますので、32年度の歳出として７月に県に振り込んでいただくということを県の税務課

は想定していますので、ご承知おきください。

〇地方税共通納税システムについて

平成31年10月から開始予定で、本年7月には地方税電子化協議会に代わる地方税共同機構の発足に向けて、設立委員会が設置されました。共通納税は、事業者からの要望の声も高く、全市町村で納税手続きが可能にならないと十分な効果が望めないため、足並みをそろえて運用開始ができるよう準備をお願いします。

③ 議長選出　知多市税務課長　竹内克忠

あいさつ

着席

④ 議　　題

【議題１】

「公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額の徴収方法について」（知立市提出）

〇知立市税務課長　濱田　悟　氏　趣旨説明

年金特別徴収は、地方税法第321条の7の2第2項において、「市町村は、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項本文の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収することができる。」とあります。

知立市の場合は、年金特別徴収以外の所得がある場合は例外なく年金特徴税額に加算することなく普通徴収で対応しておりますが、前述しましたように法律にも規定があることから今後は、他市町の状況によりまして年金特別徴収にその他の所得に係る徴収税額がある場合は、加算して課税することも検討していきたいと考えています。

市民の方から、地方税法に「加算することができる」と記載があることから、「加算してくれないのか」「なぜ加算ができないのか」ということで問われています。知立市の現状では、課税システム的に基本的には加算できないようになっており、このような場合は普徴に分け課税されるようなソフトウェアの仕様になっており、強制入力的なことを行えば、全く変えられないこともないわけですが、基本的にはできないことになっています。

このため、この方には、地方税法第321条の7の2は、法の趣旨としましては、市町村の裁量によって加算して課税できる規定である旨を伝え、かつ知立市の場合はシステム的にも容易に加算できない仕様になっているため、個人の要望に基づいて容易には応じられない旨を伝えてきていますが、法律に加算できると記載されている以上、反論としては弱く、加算自体に対し、他の自治様ではどのような対応を取っているか確認のため提案しました。

そこで今回、各市の状況としまして、年金特別徴収以外の所得がある場合、これ

を年金特別徴収額に加算して課税されているか、いないか。また、加算を行っているケースではどのような場合に加算しているか。できないとしている場合は、できない理由と、また把握されている問題点などがございましたら、ご教示いただきたいと思います。

（議長）

皆様からの回答は取りまとめていただいております。全ての市が年金所得だけを特別徴収しているということでしたが、回答について補足説明のある市はありますか。

ないようですので、知立市さんからいずれかの市に質問等ありましたらお願いします。

（知立市）

豊橋市さんの回答に、「市民へ納得いく説明ができるように注意している」という記載がありましたが、どのような説明をしているか教えていただきたいと思います。

（豊橋市）

「その他、考えや問題点」のところで、「２重で徴収されていると不信感を持たれることがあるが、市民へ納得いく説明ができるように注意している」となっていますが、豊橋市の場合は、年金以外のものを年金特徴でということは全くやっていないため、もしやった場合に注意する必要があるのではないかということで書いたもので、特に説明をしているということはございません。

逆に、年金から引ききれない場合は普通徴収で納税通知書が行くため、今まで年金特徴だけだったものが普通徴収の通知書が来たとなると２重で取られているのではと納税者の方が心配になることもあるのではないかということで書かせていただきました。

それから、給与以外のものを特徴でという地方税法の条文もあるかと思いますが、その場合には、給与以外は普通徴収という選択する欄が税の申告書の中に設けられており、それで本人の意思の確認もできると思いますが、年金特徴で年金以外のものを特徴にするといった場合には、本人の意向が全く分からないという状況もあるため、他市の回答の中にも出てきていますが、判断基準が難しいというようなこともあるのではないかと思っています。

（議長）

知立市さん、他にありますか。

（知立市）

確かに判断基準が難しいといったところでは、長久手市さんも同様の回答をされていたと思います。法律の意図するところとしましては、特別徴収にはその他の所得がある場合は合わせて請求できるとしておかないと、例えば、大きな額を加算すると年金特徴が停止してしまうため、平準化という意味では逆の作用となり、納税者には不便となってしまいますが、毎年一定額で非常に少ない金額であるような場合は、その分を普通徴収で毎年払わないといけないという形になってしまうため、法律の意図として合わせて徴収できるという門戸を開いたのではないかと思います。

判断に関しては確かに難しい面もあると思いますが、私が思うには、本人から意向があって届出をしていただければ可能ではないかと考えています。逆に、そのようなことをすれば不公平になってしまうのではないかと考えている市もあると思いますが、その辺に関して意見のある市がありましたら、お願いしたいと思います。

（議長）

意見のある市がありましたら、お願いします。

それでは、年金から特徴できないのかと市民の方から言われた記憶がある市はございますか。なさそうですが、よろしいですか。

（知立市）

申出をしている市民の方が、非常に法律に詳しい方で、法律論だけでは平行線になってしまうため、愛知県内の状況を把握させていただき、県内ではこういう状況になっているので、ご理解いただきたいということも判断材料として説得に使える部分ではありますので、ありがとうございました。

（議長）

他市の方で質問等ありますか。

（豊川市）

知立市さんと逆の話ですが、特別徴収をしてくれるなという要望・意見が出るケースはないでしょうか。法律上はすることができる、やらないといけないのが原則ですが、給与の特別徴収もそうですけど、かなり負担になるから特別徴収をしてくれるなと。年金についても介護保険の特別徴収をする際に、年金から特別徴収することは反対だということで、異議申し立て、審査請求といったものが出た時期が別の部署であり、特別徴収してくれるなという意見が出ないでしょうか。

（議長）

ご発言のようなことがあった市はありますか。

(岡崎市)

当市では、よくあります

（他市でも同様の発言あり）

(議長)

他はよろしかったですか。

それでは、愛知県からコメントをお願いします。

(愛知県コメント)

公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額の徴収については、原則、公的年金等から特別徴収せず普通徴収等として取り扱うこととされているかと思います。地方税法第 321 条の 7 の 2 第２項において、公的年金等に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収することができる旨の規定がされているものの、納税義務者等の状況により個別に判断することが必要でございますし、実務上の取り扱いは極めて少ないものと認識しております。この規定に基づいて特別徴収の方法によって徴収する場合には、団体様の中で統一的な取り扱いとすることは難しく、納税者の状況によって判断することが必要になるかと思います。

また、賦課時期の繁忙期に個別の納税義務者について検討する必要が出てくること、及び納税義務者の理解を得ることが必要であることに留意するとともに、特別徴収の方法によって徴収することとした理由を明確にした上で、取り扱い方法を検討していただきたいと思います。

【議題２】

「個人市民税の災害減免について」(一宮市提出)

○一宮市市民税課長　平林敬悟　氏　趣旨説明

災害で被害を受けられた方が、市民税等の減免を申請しようとする場合に、被災証明書又は罹災証明書を提出していただくと思います。その証明書に損害割合が明記されていないというよりは、基準に幅があって例えば２０％から４０％というような非常に幅がある証明書になっている場合に、当市の場合、災害減免は「損害額がその住宅又は家財の価額の１０分の３以上」という基準があり、火災の場合は「部分焼」、水害の場合は「床上浸水」と要綱で定めています。火災は消防に確認し「部分焼」かどうか分かりますし、水害も床上かどうかという判断の基準としては分かりやすいと思います。

建物の損壊の割合を何十%かと明確に判断するのが難しいため、何十%という幅のある証明書となってしまい、この場合、２０％から４０％は１０分の３なのかどうか難しいこととなります。このようなケースがあれば固定資産税の担当課も減免

調査に行きますので、その調査結果を参考に判断することを検討しております。
各市の状況をご教示いただきたく提出させていただきました。

（議長）
回答についての補足説明がある市はありますか。
一宮市さんからご質問はありますか。

（一宮市）
各市の状況をお示しいただき、大変参考になりました。特に、質問はございません。

（議長）
他の市で何か質問はありますか。
ないようですので、私から１件、岡崎市さんにですが、非常に細かい基準を設けていますが、これはどういったところに定められているかお聞きしたいのですが。

（岡崎市）
要綱を定めており、その下に事務処理手順書を作っております。割合というものがなかなか確定できないため、当市では一覧表を作り、その中に被害割合でこのようなものを作っております。特に≪浸水≫のところで、「床上1.5m～（平屋）…住宅（80%・65%）」と書いてありますが、補足説明させていただきますと、土砂を伴う場合は左側の80%、それ以外の場合は65%を適用すると考えております。

（議長）
大変参考になりました。ありがとうございました。
他にはございませんか。
それでは、愛知県からコメントをお願いします。

（愛知県コメント）
県としまして、災害に限らず、市町村税の減免につきましては、地方税法第 323 条に基づいて、市町村の条例等で定められていると思います。災害被害者に対する地方税の減免措置等については、税務における災害被害者の救済対策となっておりますので、その制度の趣旨をご理解いただき、それぞれの実態に応じて適切に対応していただきますようお願いしたいと思います。

【議題３】

「死亡者の減免について」（豊川市提出）

○豊川市総務部次長兼市民税課長　鈴木智彦　氏　趣旨説明

最近、災害減免をどこの市町でも定められていることは承知していますが、その中で死亡者の減免について１月１日が賦課期日のため、それ以降に亡くなった方には課税されてしまいます。同居している人も少なく、別居している家族の方から、「なぜあの人の税金を私が払わなくてはならないのか」という問い合わせもあります。以前も、死亡者の減免についての状況を調査させていただき、その際にも多くの自治体が死亡者の減免を規定していました。今回提案させていただいた趣旨として、その後、死亡者の減免を採用しているところがどのくらいあるかを再度確認させていただきたいことと、減免につきましては先ほど県のコメントもありましたが、条例で定めるということですが、今回の回答を見ますと、いわゆる要綱など条例以外で定めているところがほとんどなのかなという感想を持ちました。

当市としましては、減免につきましては限定的にしか定めておりませんので、「その他市長が定める特別な事情がある」という形で、恐らく要綱等で委任しているかと思いますが、できれば豊川市としては、なるべく限定的に、条例でうたっていくことも検討したいということもあり、各市の状況を確認したいということで提案させていただきました。

（議長）

回答についての補足説明がある市の方はありますか。

一宮市さん。

（一宮市）

訂正ですが、私ども「減免している」となっておりますので、予定の「①はい」はなしでお願いします。

（議長）

他にはございませんか。

この議題につきましては、減免していない市が５市で、基準はさまざまですけど、それ以外の市は減免している状況です。

豊川市さんからご質問はありますか。

（豊川市）

回答を確認させていただきましたので特にありませんが、いずれの市も条例化を検討していないことが確認できました。

それから、瀬戸市さん、豊明市さんの回答が無回答ですが。

（瀬戸市）

データが入っていないようですが、減免はしています。減免していますのは、賦課期日後に死亡した者を対象としています。

（豊明市）

豊明市も同様に減免をしています。１月１日以降に死亡した方のうち前年の合計所得が 200 万円以下の方を減免しています。

（豊川市）

これは、相続人の所得ということでよろしいですか。

（豊明市）

そうです。

→後日、豊明市より、相続人の所得ではなく死亡者の所得で行っているとの訂正がありました。

（議長）

豊川市さん以外でご質問のある市はありますか。岡崎市さん。

（岡崎市）

当市では条例の条文中に死亡減免があります。１千万円というかなり大きな金額で減免しております。ちなみに、ほぼ９割以上の方が、亡くなられると減免されます。年間で 1,000 件くらい、多い年ですと 1,200 件くらい減免申請が出てきます。

お伺いしたいことは、金額の上限を設定されておりますが、この金額は基本的に亡くなられた方なのか、それとも相続人なのかというところをお聞きしたいと思います。当市では、１千万円というのは亡くなられた方で、相続人に担税力があるかないかということは無視している形です。これについては、実は監査の方から指摘がありまして、本来、相続人の担税力に注目すべきではないのかと言われたことがあります。豊川市さんのご提案では、当然ながら相続人の担税力ということですが、お伺いします。

（議長）

それでは、被相続人、亡くなられた方の所得で減免している市の方、挙手をしていただけますか。

（多くの挙手あり）

(豊橋市)

豊橋市の回答の一番下に「注３」というのがありますが、それより上の規定は市税条例の施行規則でうたってある内容で、死亡した方の所得という考え方ですが、「注３」は規則にはないですが、取り扱いで一番下の「法定相続人の前年中における合計所得金額が 125 万円以下」という部分については相続をした方となっています。相続人が確定していればその方ですが、決まってなければ法定相続人が 125 万円以下の場合に該当するという取り扱いをしております。死亡者と法定相続人の両方の所得でという取り扱いです。

(議長)

他にご意見のある市はありますか。津島市さん。

(津島市)

津島市も減免をしていますが、申請期日を設けています。死亡した日から 30 日を経過した日、若しくは最初に到来した納期限のいずれか遅い日までと、減免申請の期日を切っています。今回、期日までうたっていない回答が多いようですが、期限を切っている自治体はございますか。

相続放棄が３カ月以内のため、納期到来後に相続放棄をして誰からも申請がなく、課税せざるを得なくなる場合、徴収できないという事例が出てきています。納期限を年度末まで伸ばそうかと検討しているところです。死亡減免について期限も設けている自治体はありますでしょうか。

(議長)

該当する市はありますか。岡崎市さん。

(岡崎市)

同じです。

（他の市からも同じ発言あり）

(議長)

違う期間で設定している市はありますか。

他にご質問はありませんか。

それでは、愛知県からコメントをお願いします。

(愛知県コメント)

減免についての取り扱いは、市町村の条例で定められていますので、団体によって要件に差があると承知しています。条例は、相続人や被相続人の担税力等の要件

を検討の上、制度設計していただければと考えています。

【議題４】

「法人市民税の資料について」（東海市提出）

○東海市税務課長　吉田幸尚　氏　趣旨説明

県から送付される情報に法人住民税の課税標準額の記載がないため、法人税額を基に算出することがあり、課税誤りの可能性があります。当市では、担当者が疑義を抱いたもののみを電話で確認をしていますが、それでも賦課誤りの事例が出ることから各市の対応を伺うものです。

各市の回答で、同様の対応をしていることが分かりました。この問題は、知多管内の担当者会議で検討し、最終的には県にお願いするしかないのですが、知多管内だけでなく全体的な取り組みが必要ではという話のまま今日に至っています。当市でも電話確認していますが、県としても各市からの対応に時間が費やされることもあると思います。また、何よりも課税誤りは信頼を失うことになり、できる限り減少に努めたいと思っています。

この会議は要望を述べる会議でないことは承知していますが、情報の提供についてご検討いただきたいと思い、議題として提出させていただきました。

（議長）

回答に補足のある市はありますか。

東海市さんから質問はありますか。

（東海市）

ありません。

（議長）

他の市でご意見、ご質問はありますか。

それでは、愛知県からコメントをお願いします。

（愛知県コメント）

法人税等の更正情報の提供につきましては、県税務課が所管しています。今回の件を確認したところ、課税標準額の記載はしていないが、このような事例が発生していたことは、これまで承知していなかった、とのことでした。県税事務所から県税務課に声が上がっていなかったのが現状のようです。本日の会議でご意見があったことは、県の税務課に伝えたところです。

（議長）

今回のことを踏まえて、今後の対応をお願いします。

【議題５】

「上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の申告・課税方法の選択について」（あま市提出）

○あま市税務課長　村瀬一生　氏　趣旨説明

平成 29 年度の地方税法の改正により、上場株式等の配当所得等及び源泉徴収口座内の譲渡所得等について、住民税の税額決定通知書・納税通知書が送達される日までに、確定申告書の提出とは別に、市県民税申告書を提出することで、住民税の課税方法を選択できるようになりました。本市においても、その情報を入手した納税者には、市県民税の申告書を提出される方がおりました。市では積極的なＰＲをしておらず、７月から８月にかけて国民健康保険税等の本算定納税通知書を受け取った後、この取り扱いを知り、今からでも市県民税の申告を受け付けてもらえないかとの相談が税務課窓口に寄せられ、対応に苦慮したことから、各市の状況を伺ったものです。

（議長）

回答に補足説明はありますか。

（犬山市）

回答の訂正です。「７月１日」とあるのは「７月２日」です。

（議長）

特別徴収と普通徴収で申告書の提出期限を変えていない市が 14 市、期限後に受け付けをした市が３市、特に制度の周知をしていない市が１１市という回答でした。あま市さんから質問はありますか。

（あま市）

回答では、ほとんどの市が法令どおり期限後の申告は受け付けていないということでしたが、来年度以降、見直す予定の市はありますでしょうか。

（議長）

今の運用を見直す市はありますか。

（発言なし）

他の市でご意見、ご質問はありますか。

（高浜市）

県にお聞きしたいのですが、特別徴収と普通徴収の申告書の期限を変えている市と変えていない市があり、高浜市は変えていません。県内でも二つに分かれていますが、実際、正しいやり方はどちらになるのでしょうか。税制改正の説明会の後にもお聞きした中では明確な回答がいただけず、30 年度課税した経緯があり、今年度見直す自治体もあるようですので、参考までにお伺いします。

（愛知県）

今ここで明確な答えをということに対しまして、責任を持った回答ができないものですから、後ほどということでよろしいでしょうか。

（高浜市）

突然の質問で失礼しました。よろしくお願いいたします。

（議長）

市長会を通じて回答をお願いします。

それでは、愛知県からコメントをお願いします。

（愛知県コメント）

平成 29 年度税制改正において市町村が納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により住民税を課することができることが明確化されました。この改正により、上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の住民税の申告を、確定申告とは別に各市町村に提出する方もいたと聞いています。納税義務者が、所得税と住民税で異なった申告をする場合は、地方税法第 313 条第 13 項及び 15 項に規定されているとおり納税通知書等が送達される日までに市民税・県民税申告書を提出することが必要となっています。納税義務者に正しい理解をしていただけるようにホームページなどで引き続き周知していただくとともに、適切な取り扱いをお願いしたいと思います

【議題６】

その他「東海都市税務協議会の報告について」

〇名古屋市財政局税務部税制課長　加藤国昭　氏　説明

皆さまには日ごろより東海都市税務協議会の活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。この場を借りまして、名古屋市から東海都市税務協議会の今年度の活動状況について報告させていただきます。

最初に、東海都市税務協議会の概要ですが、全国市長会の全国都市税務協議会の

構成組織で、愛知・岐阜・三重・静岡の東海４県の各市で構成しています。主な活動は、税制改正に関する要望を取りまとめて総務省に対して要望活動を行うことです。現在、名古屋市が愛知県の幹事、協議会全体の代表幹事を務めており、事務局も担当しています。

活動報告の概要では、４月半ばに各市に対して、税制改正に関する要望について照会しました。次に、７月 31 日に浜松市で幹事会議を行い、要望事項を決定しました。８月 28 日には、名古屋市と津市で、総務省に対して要望活動を実施し、総務省自治税務局企画課の山本税務企画官が応対されました。

要望事項については、お手元に配布してあります「平成 31 年度地方税制改正に関する要望書」をご覧ください。これは、８月末に各市に対して郵送した要望書と同じものです。

次に、総務省への要望活動の内容について、主なものをご報告します。

要望書１ページ、１税源移譲に関する事項、地方税源の拡充強化を図ることです。

国と地方の税の配分が５対５となるよう消費税、所得税、法人税等の複数の基幹税による税源移譲について、その具体的な工程を明示したうえで、早期に実現をされたいということです。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方法人税のような単なる税収の再配分ではなく、地方税財源拡充の中で、地方交付税等も含め一体的に行うよう、要望したものです。

要望書３ページ、２住民税に関する事項、(4) ふるさと納税の制度です。ふるさと納税制度については、総務大臣通知が出されたことにより、自治体間の過剰な返礼品競争の是正はなされたが、節税・返礼品目的の寄附者が増加していることから、制度本来の趣旨に沿った制度となるよう、見直しを要望したものです。

要望書４ページ、(9) 特定配当等及び特定株式等譲渡所得に係る課税方式の選択をする場合における住民税申告書の記載内容の統一化で、本日の議題５でも取り上げられた制度ですが、特定配当等及び特定株式等譲渡所得につき、所得税と住民税とで異なる課税方式を選択する場合に提出する住民税申告書について、各市町村によって異なる様式や記載方法等を全国的に統一し、事務の簡素化が図れるよう、要望を行ったものです。

この件につきましては、総務省からコメントがありましたので紹介します。

「この件については、他の市町村からも話を聞いている。一方で、金融庁からは、２年連続で、確定申告のみで課税方式の選択等を可能にしたいとの要望が出されている。実際の件数や需要等を把握し、市町村や金融庁の意見を聞きながら、検討を進めていきたい。」

要望書５ページ、３固定資産税・都市計画税に関する事項、(1) 固定資産税の安定的確保を図ること。償却資産課税において、平成 28 年度に創設された「経営力向上設備等に該当する機械装置等に係る固定資産税の特例措置」は終了するものの、

平成31年度からそれに類似した特例措置が創設されることとなりました。今後、対象範囲の拡大はもとより、類似の特例措置の創設等は断じて行わないよう、要望しました。また、同措置に係る減収額については、国の責任において、地方特例交付金により、確実に財政措置を講じるよう、要望を行っております。

この件につきましても、総務省からコメントがありましたので紹介します。

「償却資産の特例措置について、慎重であるべきことは重要であると、総務省も認識している。様々な議論があると思うが、平成28年度創設の特例措置については確実に廃止され、平成31年度から創設されるものについては、地域ごとに特例率が設定できるように工夫したところである。今後も特例措置については、慎重であるべき、という方向性で議論したいと考えている。」

要望書の８ページ、４　車体課税に関する事項、（１）平成31年10月の消費税率引き上げ後の需要変動を平準化するため、自動車の購入支援として、税制・予算による十分な対策を具体的に検討することとされているが、車体関係税収は、累次の税制改正により大幅な減収が続いていることから、国の責任において確実に財政措置をするよう、要望したものです。

こちらは特段コメントはありませんでした。

最後に、要望書９ページ、５地球温暖化対策に係る税財源に関する事項、(1) 森林環境税の創設についてです。森林環境税の創設にあたっては、賦課徴収を市町村が行うこととされたことから、特に非課税限度額の設定や減免のあり方などにつき、課税事務が円滑に進むよう、施策の担い手である市町村の意見を十分踏まえて制度設計を行うよう、要望しました。さらに、電算システム等の改修費用については、市町村の負担とならないよう国の責任において確実に財政措置を講ずるよう要望したところです。

この件につきましては、総務省からコメントがありましたので紹介します。

「森林環境税は、国税として制度設計する以上、全国で統一的な取り扱いとすること、及び、租税法律主義の原則とすることが望ましい、との整理を検討会でもらっている。また、同検討会からは、森林環境税は、前年所得を基礎として、所得税の課税最低限を下回る者も含め、広く国民から納付してもらう趣旨で作られていることから、課税時点における納税者の担税力の有無を慎重に見極めたうえで賦課徴収を行うことが不可欠である、とも示されている。これらを基本に関係省庁と議論を進めていきたい。」

要望事項の概要と、総務省からのコメントを紹介させていただきました。本年度の活動は以上です。来年度も同様のスケジュールで要望を照会したうえで取りまとめて、総務省への要望活動を行っていきたいと思いますので、ご協力をお願いします。

（議長）

ありがとうございました。議題は全て終了しました。

せっかくの機会ですので、何かありましたら、発言願います。

（津島市）

県にお聞きします。来年度の軽自動車税の環境性能割の入について確認したいのですが、軽自動車税の環境性能割に部分は、どのよう名称で入ってくるか確定していますでしょうか。

（愛知県）

県から市町村への払い込みという形になると思いますので、受け入れは市町村地方税のところで、軽自動車税環境性能割という形で受けていただくことになると思います。税務課は、払い込みという表現をしていました。

（津島市）

税として入金する形でよろしいですか。

（愛知県）

はい。

（津島市）

そういう形ですと、各市町の条例では、納付方法、徴収方法については申告納付としかうたってないと思います。県では証紙納付されていると思いますが、その辺りは条例でうたう必要はあるのでしょうか。

大阪市では、軽自動車税環境性能割は現金納付するということで条例が変わっています。

（愛知県）

賦課徴収は当分の間、県が行うということになっていますので、市町村の税条例への影響は検討していなかったので、大阪市であるということであれば確認してみたいと思います。

（津島市）

市町村税務研究会の冊子で、国・県から示された条例（例）の中にも、種別割は普通徴収とすると明確に徴収方法をうたっています。逆に、環境性能割は申告納付とするだけでいいのか懸念に思っています。当面は、県が特別徴収者になって、納付方法は証紙納付ということを市税条例にうたわなくていいのか。地方税法ではそこ

までうたってないと思いますので、確認をしたかったものです。

（愛知県）

この場では分かりかねますが、そのあたりも確認したいと思います。

（事後確認）※「平成 28 年度　市（町・村）税条例（例）」（P206）附則 15 条の２に記載がありました。

（議長）

他にはございませんか。

（あま市）

環境性能割の予算計上のことで、３１年度歳入で、当初予算で計上するか、補正も考えているか各市にお伺いします。

（議長）

当初予算で計上しない市があればご意見を伺いたいですが。

今のところないということですね。

（あま市）

ありがとうございました。

（議長）

他はございませんか。

以上をもちまして、私の議長としての役割を終えさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

（県市長会事務局）

資料３で、瀬戸市さんと豊明市さんの回答が抜けていた部分を差し替えさせていただきます。

⑤ その他

「軽自動車ＯＳＳの導入について」

○全国軽自動車協会連合会愛知事務所事務局長　梶川　真一氏　説明

手元の資料に基づき、説明させていただきます。軽自動車は生活に欠かせないものとなっています。軽自動車は、愛知県内で約 160 万台の保有数で、登録者も 500 万弱で、愛知県が全国一となっています。

近年、ＯＳＳ、ワンストップサービスの略ですが、平成 31 年１月から継続検査か

ら始まり、31年９月から新車、新規でワンストップサービスが始まります。近年のキャシュレス化、在宅でもでき、あとは取りに行くだけという簡略化サービスが進んでおりまして、横長カラー資料「＜フロー【継続検査】軽自動車ＯＳＳ申請代行の流れ＞」の緑色部分につきまして私たちが申請代行業者となります。青色の部分がほとんど電子化されます。赤色の部分が今までどおりのです。軽自動車は各市町村ありますので、当分の間はペーパーになるだろうと思います。いわゆるハイブリッド方式にならざるを得ないと思います。いずれは、ペーパーレス化を考えているようですが、ハードルが高いと思います。

資料の２枚目・３枚目は、主な用語の解説です。

資料の４枚目、今年の６月１５日に閣議決定され、軽自動車検査協会も行政書士法の適用を受ける方向となりました。

最後のページの資料は新聞ですが、登録車と軽自動車ＯＳＳの相違点を掲載しています。大きな違いは、軽自動車は従来どおり、協会で古い車検証と納税証明書を確認し、新しい車検証を交付します。ＯＳＳでは、重量税や手数料をまとめ納付やネットバンキングを使ってキャッシュレスになっていくものです。登録車はすでにＯＳＳが始まっており、軽自動車が来年の１月から、新規は９月からＯＳＳが始まります。

また、車検証も電子化する検討会が今年９月から始まっています。４・５年もすれば、車検証もカード化、電子化するような方向で作業が進んでいます。それに伴い、軽自動車も車検証がいずれかカード化する方向で進められています。

先ほど、環境性能割の話も出ていましたが、今後も皆さんと一緒に検討していかなければならないと思っています。今後とも連携、意見交換しながら作業を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

６　次年度当番市の決定　知立市　※市制施行順

７　閉会　市長会事務局　財政係長　福井久美子